

神奈川県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業
民間人材ビジネス事業者登録要領

(目的)

第1条 県内の中小企業の持つ潜在的可能性を発掘するとともに、県内の中小企業に必要な専門的知識・ノウハウを持った人材の採用をサポートすることで、中小企業の経営改善、経営体質の強化を促進することを目的とする神奈川県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（以下「拠点運営事業」という。）における民間人材ビジネス事業者の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるとおりとする。

(1) 神奈川県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「戦略拠点」という。）

地域の中小企業に「攻めの経営」のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロフェッショナル人材に対する地域のニーズを明確化していくと同時に、多様な施策と個々の案件との相乗効果を目指し、地域における様々なニーズの顕在化に取り組む関係者を積極的にコーディネートするために、公益財団法人神奈川産業振興センターに設置した拠点をいう。

(2) プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組みを通じて、企業の成長戦略を具体化していく人材をいう。

(3) 民間人材ビジネス事業者

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に定める有料職業紹介事業者をいう。

(登録)

第3条 拠点運営事業において、人材戦略拠点の連携事業者として事業に参画しようとする民間人材ビジネス事業者は、あらかじめ人材紹介事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて戦略拠点に提出し、登録を受けなければならない。

(1) 有料職業紹介事業許可証の写し

(2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの

(3) 有料職業紹介の実施状況、取組方針が分かるもの

(4) その他拠点が必要と認める書類

2 戦略拠点は、申請を受けた場合、必要に応じて申請者のヒアリングを実施した上で、次に掲げる基準に基づいて登録の可否を決定する。

登録が適当な場合は、民間人材ビジネス事業者登録簿に事前登録された民間人材ビジネス事業者（以下、「事前登録事業者」という。）として掲載する。

登録が適当でない場合は、申請者にその理由を示して登録しない旨を通知する。

- (1) 有料職業紹介事業者の許可を有すること。
 - (2) 求職・求人の登録件数が相当程度あり、かつプロフェッショナル人材の求職及び県内企業の求人に関するマッチング・採用実績が見込めること。
 - (3) 人材が円滑に定着できるよう、人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組を行っていること。
 - (4) 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に関する者、その他戦略拠点が適当でないと認められた者に該当しないこと。
- 3 拠点運営事業の実施期間中、登録は有効とする。

ただし、法32条の9に基づいて許可の取り消しがあったとき、第5条に基づいて戦略拠点が登録を取り消したとき又は登録人材紹介事業者から登録を取りやめる旨の意思表示がされたときは、失効する。

(事前登録事業者の遵守義務)

第4条 事前登録事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (2) 拠点運営事業に伴うプロフェッショナル人材の紹介活動状況について、毎月、戦略拠点に報告すること。また、拠点運営事業に必要な事項について戦略拠点が報告を求めた場合、対応すること。
- (3) 戦略拠点との連携に必要な会議等に参加すること。また、中小企業から要望があった場合、マッチングやフォローアップにあたり、戦略拠点と連携すること。
- (4) 法第32条の6に定める許可の有効期間の更新又は法第32条の7に定める変更届出をした場合等、届出事項に変更が生じた場合、速やかに戦略拠点に報告すること。

(登録の取消)

第5条 次のいずれかに該当するときは、戦略拠点は登録を消すことができる。

- (1) 不正な行為があると戦略拠点が認めたとき。
- (2) 正当な理由がないのに、第4条に定める遵守義務を怠ったとき。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。